

第9条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第10条 指定管理者の役員若しくは構成員若しくは駐車場の業務に従事している者又はこれらのものであった者は、駐車場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（供用時間及び利用期間）

第11条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 自転車駐車場の1回の利用期間は、自転車駐車場に第4条第1号に掲げる車両（以下「自転車等」という。）を駐車した日から7日以内とする。

（供用の休止）

第12条 市長は、駐車場の改築、補修その他管理上の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

（利用の許可）

第13条 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、駐車場の利用を許可する際に駐車場の管理上必要な限度において条件を付すことができる。

（利用許可の制限）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しない。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3）管理上支障があると認められるとき。
- （4）その他指定管理者が不適當であると認めるとき。

（許可の目的外利用等の禁止）

第15条 第13条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に駐車場を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（損傷又は滅失の届出）

第16条 施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（利用許可の取消し等）

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用の条件を変更することができる。

- （1）利用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- （2）第14条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （4）その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

（利用料金等）

第18条 自動車駐車場を利用しようとする者は、別表に掲げる利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、自動車駐車場を利用する者の利便を図るため、当該自動車駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券及びプリペイドカードを発行することができる。

3 自転車駐車場を利用しようとする者の利用料金は、無料とする。

4 利用料金は、第4条第2号に掲げる車両（以下「自動車」という。）を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、第2項の規定により定期駐車券又はプリペイドカードを発行する場合は、その発行の際、徴収する。

5 利用料金の額は、第1項に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

6 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

（利用料金の免除）

第19条 指定管理者は、公用又は公共の用のために自動車駐車場を利用する場合その他特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第20条 既に納付した料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て、定期駐車券の発行を受けている者に限り、その全部又は一部を還付することができる。

（割増金）

第21条 指定管理者は、不法に料金を免れた者から、その免れた料金のほか、その免れた料金の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

（特別な設備等の許可）

第22条 利用者は、駐車場に特別な設備器具を設置し、又は駐車場の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により生じる経費は利用者の負担とし、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第23条 利用者は、駐車場の利用を終了したとき、第17条第1項の規定により利用許可を取り消されたとき、又は前条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

2 利用者が前項の規定を履行しないときは、市長が利用者に代わってこれを執行し、その費用は利用者の負担とする。

(駐車の拒否)

第24条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設、設備等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 区画線を超える荷物を積載しているとき。
- (3) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (4) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(禁止行為)

第25条 駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第11条第2項に規定する利用期間を超えて自転車等を駐車すること。
- (2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車若しくは自転車等(以下「自動車等」という。)を毀損し、又は汚損すること。
- (3) 他の自動車等の駐車を妨げること。
- (4) 公序良俗を乱すこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(自転車等の移動等)

第26条 指定管理者は、第11条第2項に規定する利用期間を超えて駐車してある自転車等があるときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により、自転車等を移動し、保管したときは、当該自転車等の所有者又は使用者に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第27条 駐車場の構造、設備等を損傷させ、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(賠償責任)

第28条 市長は、駐車場において天災等不可抗力により生じた損害、自動車等相互の接触、盗難等市長の責めによらないで生じた損害については、一切その責任を負わない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年6月29日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(敦賀市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 敦賀市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(平成9年敦賀市条例第23号)は、廃止する。

(敦賀市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 敦賀市営駐車場設置及び管理に関する条例(昭和56年敦賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(準備行為)

4 この条例の施行の日前になされた指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続、利用料金の承認その他条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成29年12月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月27日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の敦賀市駅前立体駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第18条関係)

種別	金額	
普通駐車場の料金	1時間ごとに100円	1 入庫からの駐車時間が1時間以内であるときは、無料とする。 2 駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 3 駐車時間が8時間を超える場合は、24時間まで800円とする。 4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
定期駐車券の料金	全日定期駐車券	9,000円
	平日定期駐車券	7,000円
プリペイドカードの料金	6,000円相当券	5,000円

備考

- 1 「全日定期駐車券」とは、月の初日から当該月の末日までの間(自動車駐車場の駐車のために供する部分の全てが利用されているときを除く。)、自動車を駐車できるものをいう。
- 2 「平日定期駐車券」とは、月の初日から当該月の末日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日(自動車駐車場の駐車のために供する部分の全てが利用されているときを除く。)に、自動車を駐車できるものをいう。
- 3 全日定期駐車券又は平日定期駐車券により入庫し、それぞれ前2項に規定する駐車できる日以外に利用した料金については、この表の普通駐車場の料金の項金額の欄に掲げる規定により算出した額とする。